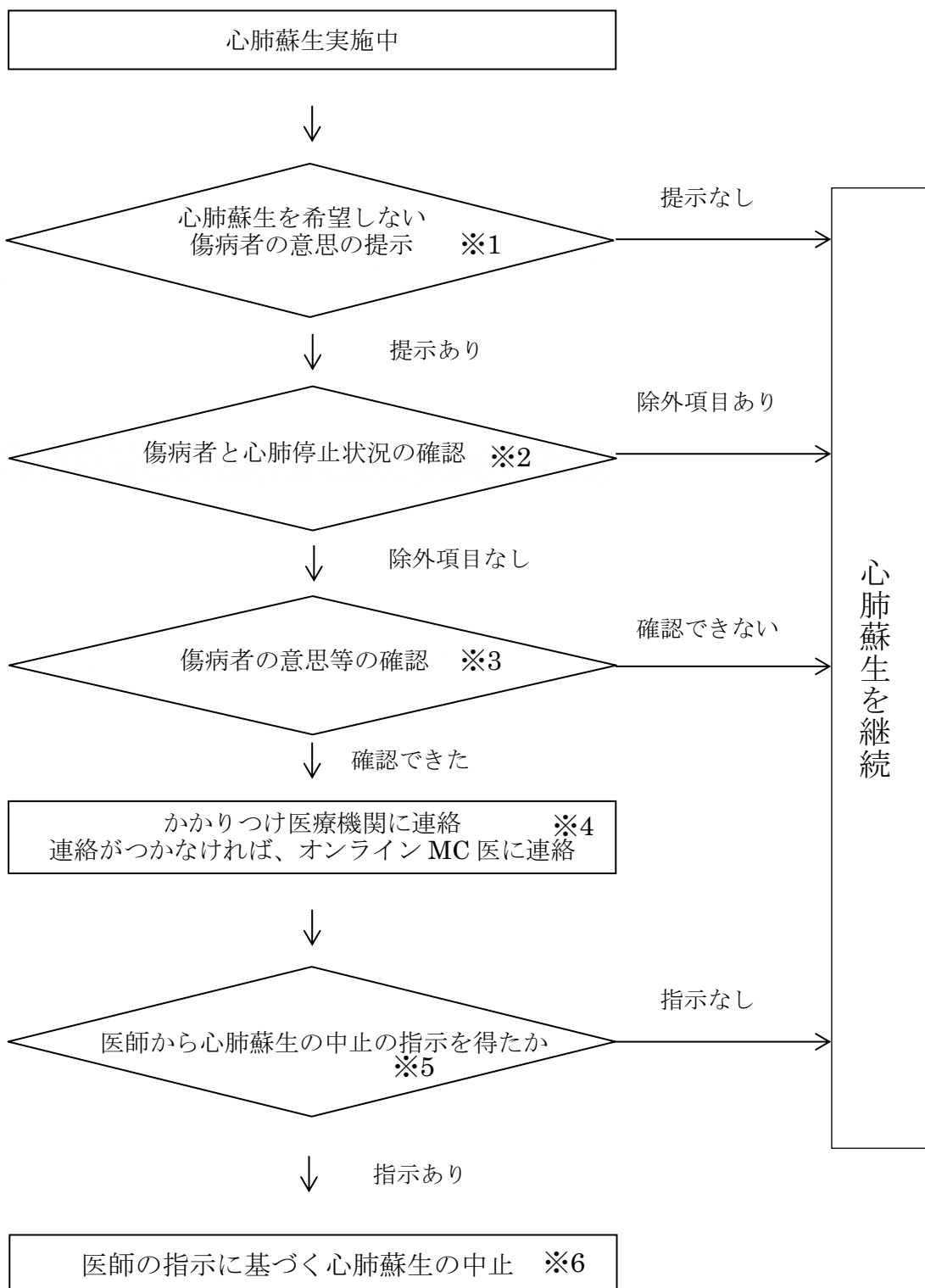


### DNAR プロトコール



(日本臨床救急医学会「人生の最終段階にある傷病者の意思に沿った救急現場での心肺蘇生等のあり方に関する提言」より引用、一部改変)

## ○基本的な事項

- ・心肺停止を確認したら、心肺蘇生を希望しない旨の提示の有無にかかわらず、心肺蘇生を開始する
- ・判断に迷うことがあれば心肺蘇生の継続を優先する
- ・心肺蘇生の中止は、「処置の中止」であり、「死亡診断」を意味するものではない

## ○備考

### ※1・救急隊側から積極的に傷病者の意思等を確認する必要はない

- ・原則として書面の提示をもって傷病者等の意思の提示とし、口頭で伝えられた場合は書面の有無を尋ねる
- ・書面の提示があった際には、原則コピー等をして記録する

### ※2・心肺蘇生を継続しつつ除外項目の有無を確認する

- 除外項目：①外因性心肺停止を疑う状況（交通事故、自傷、他害等）  
②心肺蘇生の継続を強く求める家族等がいる場合

### ※3・心肺蘇生（胸骨圧迫及び人工呼吸）に関する医師の指示書」又は「救急救命処置についての説明・同意書」による

- ・心肺蘇生の中止に際し「救急救命処置についての説明・同意書」を記入する場合は、可能な限り現場で署名をもらう

### ※4・書面等に記載のある「かかりつけ医」に連絡する

- ・かかりつけ医に連絡がつかない場合は、オンライン MC 医に連絡する
- ・※2、3 で確認した状況を医師に伝え、判断を求める

### ※5・連絡を受けた医師は、現場からの情報などから心肺蘇生の中止の是非を判断し、指示する (連絡を受けた医師とは、かかりつけ医もしくは MC 医とする)

- ・医師の中止の指示は、死亡診断を意味するものではない

### ※6・心肺蘇生中止後も、医師による死亡診断までは、命ある身体として傷病者に対応する

- ・心肺蘇生中止後は、傷病者を医療機関（医師又は看護師）に引継ぎ署名を得る

## 救急救命処置（心肺蘇生）についての説明

傷病者氏名 \_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

### 説明の概要

#### 内 容

観察の結果、呼吸および心臓の働きが停止している状態（心肺機能停止状態）です。

#### 必要な処置：心肺蘇生

心肺機能停止状態の傷病者には、胸骨圧迫と人工呼吸すなわち一次救命処置が必要です。また、救急救命士は医師の具体的指示により二次救命処置である、

半自動式除細動器を用いた除細動（電気ショック）  
気管挿管もしくは器具を用いた気道確保  
末梢静脈路確保と輸液  
アドレナリンの静脈内投与

を実施することが可能です。

#### 必要性

心肺停止状態の傷病者に対して心肺蘇生（一次救命処置および二次救命処置）を行わなかった場合は、心肺機能が回復せず死に至ります。

#### 同意の自由

救急救命処置を受けるか受けないかは傷病者又は傷病者の代諾者（傷病者に代わり、本人の意思を決定する者。通常は、配偶者、子、兄弟・姉妹）の意思で決定できます。

傷病者本人の意思が最も尊重されなければなりません。現時点で傷病者は心肺機能停止状態であるため、意思表示することはできません。従って、傷病者の代諾者が処置を希望される場合は、心肺蘇生を実施しながら医療機関へ搬送します。

傷病者本人が心肺蘇生を希望されていないことを傷病者の代諾者が把握している場合や、主治医と傷病者、並びに、家族等が十分に話し合った結果、心肺蘇生を希望しないという意思表示を記した書類があれば見せて下さい。その際は、主治医等あるいは埼玉県西部第一地域メディカルコントロール協議会指導医に連絡して適切な指示を受け、それに従って対応します。

上記について必要な事項を説明しました。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 開始

救急救命士署名

\_\_\_\_\_

## 同意書

埼玉西部消防組合消防長 様

この度、私は上記の内容説明を受け、かつそれに対する十分な質問の機会を与えられ理解しましたので、心肺蘇生を受けることに

同意します（続けてください）  同意しません（中止してください）

理由：

傷病者は心肺機能停止状態であるため代諾者が判断しました。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

代諾者等署名

\_\_\_\_\_（続柄：\_\_\_\_\_） \_\_\_\_\_（続柄：\_\_\_\_\_）

\_\_\_\_\_（続柄：\_\_\_\_\_） \_\_\_\_\_（続柄：\_\_\_\_\_）